

ICT活用推進委員会要項

令和3年4月1日

要項

(設置)

第1条 学校法人名城大学は、次条に定める目的を達成するため、ICT活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次の事項を審議することを目的とする。

- (1) 電算システム基本計画の策定について
- (2) 電算システム計画の検証と評価について
- (3) ICTの活用推進に関すること
- (4) その他必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 事務局長
 - (2) 副学長から1名
 - (3) 情報センター長
 - (4) 学長が指名した教育職員1名以上
 - (5) 事務部長
 - (6) 事務局長が指名した者
- ② 前項第4号の委員については学長が、前項第6号の委員については理事長が、それぞれ委嘱するものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第4号及び第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

② 前項の委員が欠けたときは補充を行い、補充委員の任期はそれぞれ前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- ② 委員長は、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。
- ③ 副委員長は、第3条第1項第2号に掲げる者をもって充てる。
- ④ 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行うものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- ② 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- ③ 議決を要する場合は、過半数の賛成による。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- ④ 第3条第1項第4号及び第5号の委員に止むを得ない理由があるときは、委員会に代理者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要がある場合には、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

② 各センター等は、委員会に陪席し、議案を提案することができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、第2条に定める目的を遂行するため、必要な事項を審議する専門部会を設置することができる。

② 専門部会の目的及び組織等については、事務局長がこれを定める。

(委員会等の事務)

第9条 委員会及び専門部会の事務は、情報センター情報処理課が分掌する。

附 則

② この要項は、令和3年4月1日から施行する。

② 電算システム統合化プロジェクトチーム要項は、この要項の施行の日から、これを廃止する。